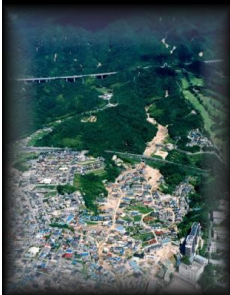


土砂災害防止法に基づく 警戒区域等の指定について

土砂災害警戒区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する
法律



広島県



土砂法ビデオ

1 土砂災害とは

土砂災害の種類

土石流

山や谷(溪流)の土、石、木などが、大雨や長雨等による水と混じり合って、すごい勢い(およそ時速40~50km)で流れてくるものをいいます。



がけ崩れ

急傾斜地(傾斜の角度30度以上で高さが5m以上のもの)において、大雨や長雨などにより雨水が地面にしみこみ、緩んだ“がけ”がとつぜん崩れ落ちるものです。



地すべり

大雨や長雨等により雨水が地面にしみこみ、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動き出すものをいいます。



平成11年6月29日豪雨災害

○被害の状況

- ◆死者行方不明者 32名
- ◆全壊家屋154棟，半壊家屋101棟

○土砂災害の発生状況

- ◆土石流等災害 139件
- ◆がけ崩れ災害 186件

5

平成11年6月29日豪雨災害

土砂災害発生状況(土石流)

土砂災害発生状況(がけ崩れ)



広島市佐伯区



呉市

6

平成26年8月20日土砂災害

○被害の状況

- ◆死者 77名
- ◆全壊家屋133棟，半壊家屋122棟

○土砂災害の発生状況

- ◆土石流等災害 107件
- ◆がけ崩れ災害 59件

7

平成26年8月20日土砂災害

土砂災害発生状況(土石流)



広島市安佐南区



8

平成26年8月20日土砂災害

土砂災害発生状況(がけ崩れ)



広島市安佐南区

2 土砂災害防止法

土砂災害防止法の概要

基礎調査の実施



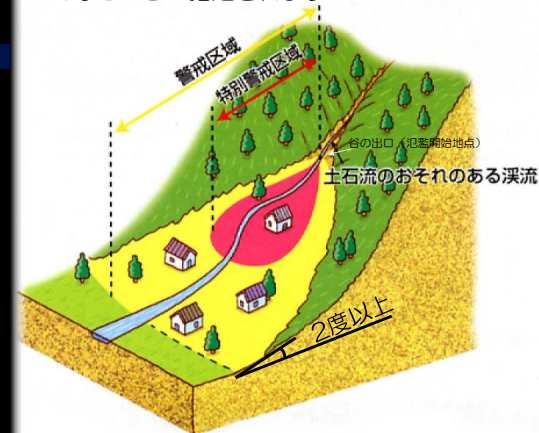
土砂災害警戒区域

<土砂災害のおそれがある区域>

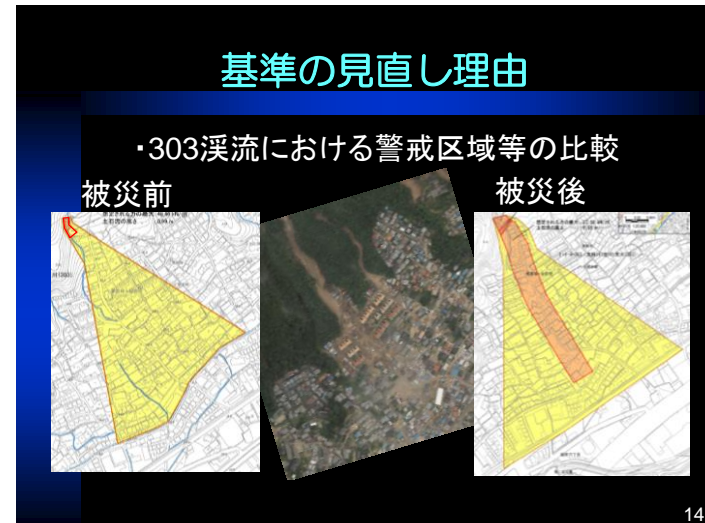
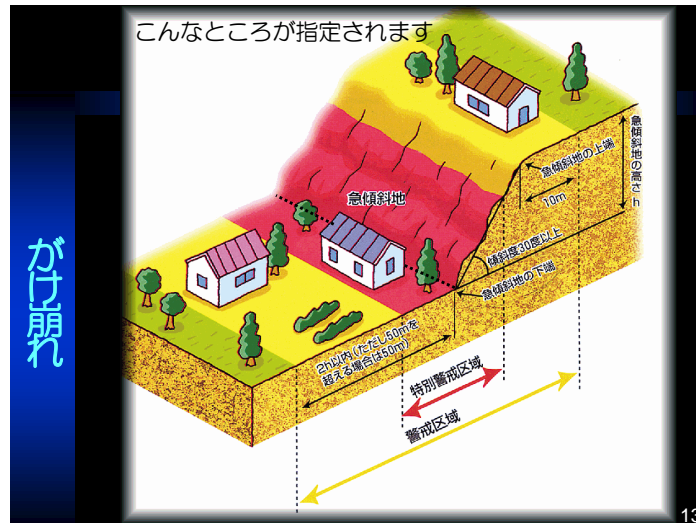
土砂災害特別警戒区域

<建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域>

こんなところが指定されます



土石流



区域指定方針について

○土石流

①平成26年8月の災害を踏まえ、**特別警戒区域**の設定基準を平成27年4月に変更。

<区域設定においての変更項目>

- ・**想定流出土砂量**
- ・**土石流発生の基準地点**
- ・**土石流の流下方向**

②新たな設定基準により**特別警戒区域**等の再調査を実施。新基準による再調査結果を踏まえ、**警戒区域**及び**特別警戒区域**の指定を行う。

15

(参考) 土砂法と他の法律の違い

○砂防法

- ・砂防指定地

○急傾斜地法 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)

- ・急傾斜地崩壊危険区域

○地すべり等防止法

- ・地すべり防止区域

において、主に土砂災害の原因となる土砂移動現象の防止対策を講じる。

ハード対策

○土砂災害防止法 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)

- ・土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制を整備し、避難に資する情報を提供するなどにより、土砂災害対策を推進する。

ソフト対策

16

3 広島県における指定状況

17

現在までの区域指定 (H30.6.14現在)

市町名	警戒区域	特別警戒区域	市町名	警戒区域	特別警戒区域
広島市	4,747	4,376	安芸高田市	532	506
呉市	3,200	2,874	江田島市	225	215
竹原市	1,256	1,173	府中町	52	48
三原市	590	558	海田町	82	77
尾道市	1,754	1,656	熊野町	133	125
福山市	2,467	2,310	坂町	103	97
府中市	1,116	1,040	安芸太田町	1,130	1,050
三次市	2,026	1,943	北広島町	876	839
庄原市	2,908	2,788	大崎上島町	171	155
大竹市	498	471	世羅町	1,258	1,147
東広島市	1,895	1,738	神石高原町	119	111
廿日市市	1,437	1,336	合計	28,575	26,633

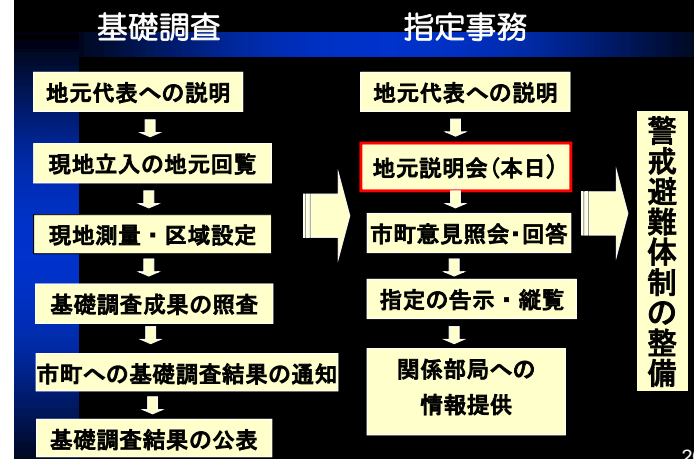
18

4 昭和地区の指定区域

- ・ 昭和西小学校区
- ・ 昭和中央小学校区
- ・ 昭和南小学校区
- ・ 昭和北小学校区
- ・ (旧) 昭和東小学校区

19

基礎調査から警戒避難体制整備までの流れ



20

これまでの経緯

○土石流・急傾斜(共通)

- ①昭和地区においては、平成16年度から平成20年度にかけて基礎調査を実施し、警戒区域等の指定
- ②平成27年度の基準変更に伴い、平成29年度より土石流の再調査を実施
- ③昭和南小学校区では、造成工事完了に伴う急傾斜地の再調査を実施
- ④寺屋敷地区においては、平成29年度より基礎調査(新規)を実施し、平成30年3月に調査結果を公表
- ⑤昭和西・昭和南・(旧)昭和東小学校区の再調査結果を平成30年3月に公表
- ⑥昭和中央・昭和北小学校区(呉市内)の土石流の再調査結果を平成30年4月に公表

21

再調査に係る指定予定区域について

○再調査後の各小学校区の区域数

小学校区	種別	土石流		急傾斜	
		Y	R	Y	R
昭和西	見直し	20	18	33	31
昭和中央	見直し	47	40	47	44
昭和南	見直し・新規	41	36	44	36
昭和北	見直し	50	48	59	48
(旧)昭和東	見直し	61	55	55	54
合計		219	197	238	213

○再調査後の昭和地区全体の区域数

土石流 **警戒区域**:219箇所
 (うち**特別警戒区域**:197箇所)
 急傾斜 **警戒区域**:238箇所
 (うち**特別警戒区域**:213箇所)

22

指定予定区域について

小学校区	種別	土石流		急傾斜	
		Y	R	Y	R
昭和北(寺屋敷)	新規	26	24	49	48
合計		26	24	49	48

広島市(寺屋敷)分

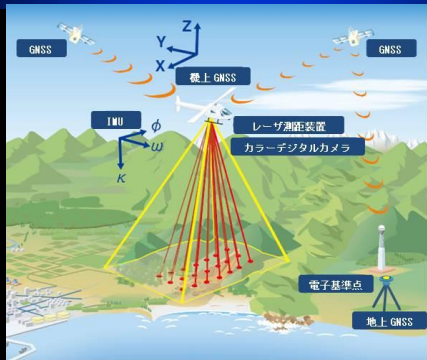
- 土石流 **警戒区域**:26箇所
 (うち**特別警戒区域**:24箇所)
- 急傾斜 **警戒区域**:49箇所
 (うち**特別警戒区域**:48箇所)

23

5 基礎調査の方法

24

航空レーザー測量



3Dの地形データを取得し地図を作成

25

現地確認（土石流の場合）



基準地点の確認

26

現地確認（土石流の場合）



浸食深・浸食幅を実測

27

現地確認（土石流の場合）



土石流の流下方向の確認

28

現地確認（土石流の場合）



土石流の下流端の確認

29

現地確認（急傾斜の場合）



他地区の例

区域の起点と終点の確認

30

現地確認（急傾斜の場合）



他地区の例

斜面の下端の確認

31

現地確認（急傾斜の場合）



他地区の例

斜面の断面の確認

32

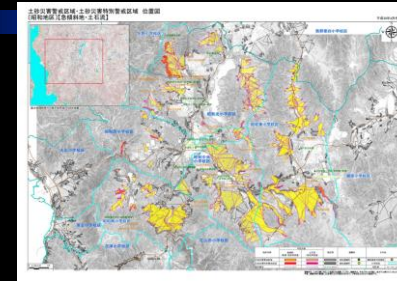
現地確認（急傾斜の場合）



土地の利用状況の確認

33

位置図



指定内容	今回公表			指定済	避難所	その他
	急傾斜 (新規・指定済見直し)	土石流 (指定済見直し)	土石流(新規)			
土砂災害警戒区域					指定避難所	要配慮者利用施設
土砂災害特別警戒区域					福祉避難所	小学校区
避難番号						市町道

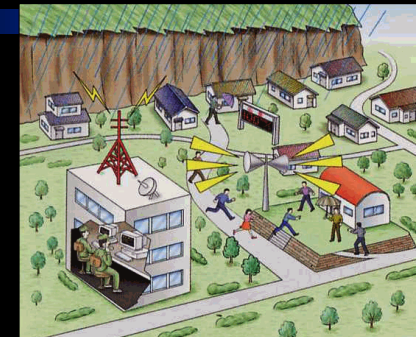
位置図についてはお手元の資料をご確認ください。
個別の区域についてのご質問は説明会終了後に受け付けます。

34

6 土砂災害警戒区域指定による避難体制の整備

35

土砂災害警戒区域では

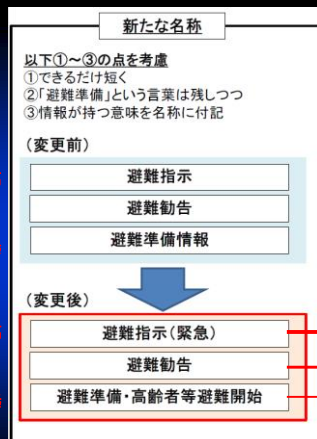


○ 警戒避難体制の整備

土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。

36

避難情報の新たな名称について (H29.1~)



行動のめやす

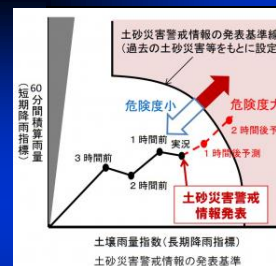
避難指示(緊急)	災害発生の危険が非常に高いか、すでに被害が出ている状態なので、一刻も早く避難する。
避難勧告	災害発生の可能性が高いので、避難を始める。
避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間のかかる人は避難、それ以外は避難準備をする。

37

7 土砂災害特別警戒区域指定による規制等

39

【参考情報】 土砂災害警戒情報の発表



- 土砂災害発生の危険度が高まったときに発表される情報
- 広島県と広島地方気象台により共同で発表
- 避難に要する時間を考慮して、概ね2時間後に発表基準線を超えると予測される場合に発表

周囲の状況や雨の降り方にも注意し、土砂災害警戒情報等が発表されていなくても、危険を感じたら、躊躇することなく自主避難をお願いします。

38

土砂災害特別警戒区域では(1)

建築物の構造規制

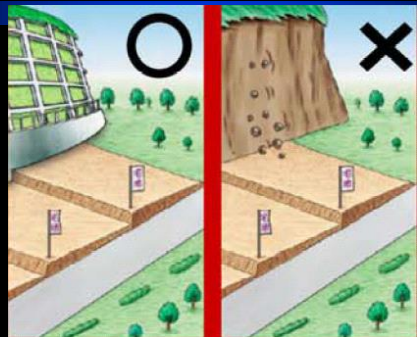


新築や増・改築をしようとする場合、想定される衝撃に対し、建築物が安全であるか**建築確認**が必要です。

40

土砂災害特別警戒区域では(2)

特定の開発行為に対する許可制

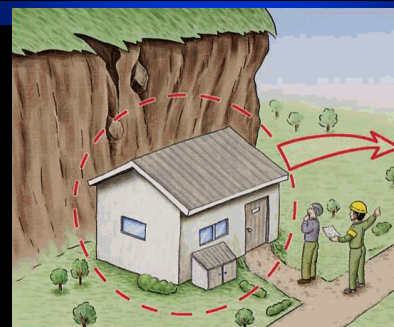


住宅地分譲や、老人ホーム、病院などの要配慮者利用施設の建築を行う場合の開発行為には許可が必要です。

41

土砂災害特別警戒区域では(3)

建築物の移転の勧告



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転の勧告が図られる場合があります。

なお、移転される方には融資や資金の確保などの支援処置があります。

42

8 土砂法指定後の支援措置等

43

住宅・建築物安全ストック形成事業 による補助 (旧：がけ地近接等危険住宅移転事業)

生命に危険を及ぼすおそれのある区域(土砂災害特別警戒区域等)に建っている危険住宅を安全な場所に移転する場合、除却等費・建物費の一部が補助されます。



詳細は [呉市建築指導課](#)へ

詳細は [広島市建築指導課](#)へ

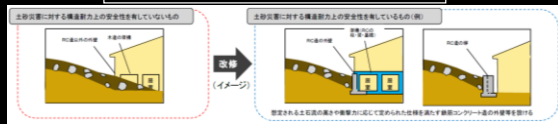
44

住宅・建築物安全ストック形成事業 による補助 (建築物土砂災害対策改修促進事業)

土砂災害特別警戒区域に建っている住宅・建築物であって、土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、土砂災害対策改修費用の一部が補助されます。

- 補助率：改修工事費の23%
- 補助対象限度額(改修工事費の上限)：330万円
- 補助限度額：75万9千円

詳細は 呉市建築指導課 ^
詳細は 広島市建築指導課 ^



45

固定資産税の減価措置

- 土砂災害警戒区域等に指定された場合は、その土地における指定区域の割合に応じて、宅地等の固定資産税が減価される場合があります。

詳細は 呉市資産税課 ^

詳細は 広島市東部市税事務所 ^

46

『土地売買等の適正化』

宅地建物取引業法(35条)により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定がある土地の売買を行う際には、その事実を買い手に伝える事が義務化された。(「重要事項説明」)

売り手(不動産業者)の義務

土砂災害警戒区域が指定された土地を売る場合には、購入希望者に対して、「指定されている」ことを予め説明する義務が課される

買い手(個人)の権利

新規家屋購入等の際に、安全な土地を選定する情報が確実に得られる事となった。

47

9 指定後の土砂災害警戒区域等の確認方法

- 縦覧図書の閲覧場所
(広島市, 呉市共通)
 - ・県庁土木建築局土砂法指定推進担当(広島市)
 - ・広島県西部建設事務所管理課第一課
 - ・広島市下水道局河川防災課
 - ・広島市安芸区役所地域起こし推進課(呉市)
 - ・広島県西部建設事務所呉支所管理課
 - ・呉市都市部都市計画課
- インターネット(土砂災害ポータルひろしま)
<http://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp>

48

確認方法ステップ①

- ①検索サイトで「土砂災害ポータルひろしま」を検索します。
- ②検索結果より「土砂災害ポータルひろしま」へ移動します。

49

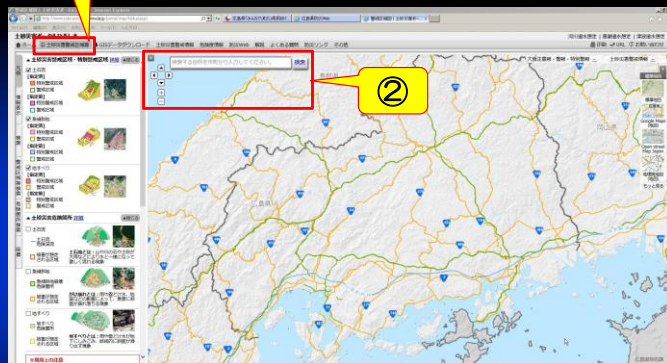
確認方法ステップ②



- ①で、ご利用上の注意を確認の上、②から「土砂災害警戒区域・特別警戒区域図」へ移動します。

50

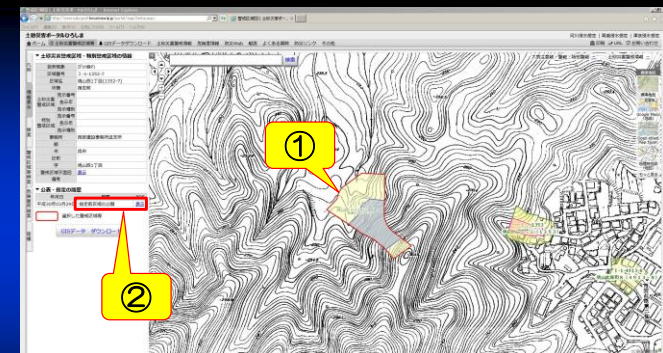
確認方法ステップ③



- ①が警戒区域図タブとなっていることを確認し、②で住所検索又は地図を拡大して目的の区域を探します。

51

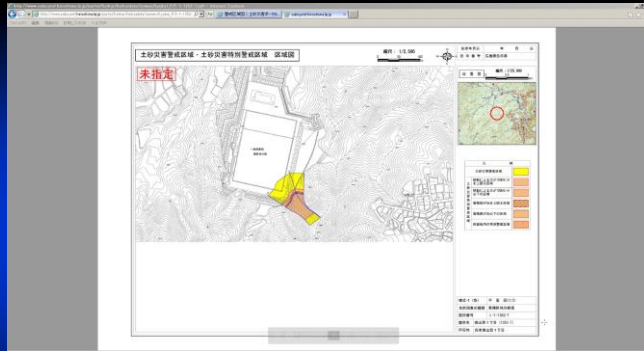
確認方法ステップ④



- 目的の区域が見つかったら、①その区域を地図上でクリックし、公表・指定の履歴より、②表示の部分をクリックします。

52

確認方法ステップ⑤



選択した区域の区域図が、PDFファイル形式で表示されます。

53

まとめ

- 土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命身体を守るために施行されました。
 - ◆ 土砂災害防止法の主旨をご理解ください。
- 「自助」「共助」「公助」
 - ◆ 自分の身は自分で守る。
 - ◆ 地域で協力して防災力の向上を目指す。
 - ◆ 必要な情報を発信し自助・共助を支援。
- 行政の「知らせる努力」
 - ◆ 警戒区域等の指定により、土砂災害による被害のおそれのある箇所を明らかにします
 - ◆ 警戒避難体制を整備するなど、必要な処置をとります
- 住民の「知る努力」
 - ◆ 土砂災害から身を守るため「日頃の備え」と「早めの避難」を心がけてください。

54

すぐにできることから始めてみましょう

○広島県防災メール通知サービス

- ・ 県内の気象や雨量など、防災情報をメールで通知します。
- ・ 携帯電話から下記のアドレスに空メールを送信すると、折り返し登録用メールが届きます。

touroku@bousai-mail.pref.hiroshima.lg.jp

- ・ 二次元バーコード対応携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードを読み取ることで登録用ページにアクセスできます。



○呉市防災情報メール配信サービス

- ・ 災害時に緊急かつ重要な防災情報を携帯電話やパソコンにメール配信するものです。
- ・ 携帯電話やパソコンから空メールを ans@bousai-kure.jp に送信してください
- ・ 二次元バーコード対応携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードを読み取ることで登録用ページにアクセスできます。



いずれのサービスも、通信料以外は無料でご利用できます。

55

～広島県からののお知らせ～ (広島県の取組み事例)



土砂災害 啓発・伝承プロジェクト (三本の柱) 広島県

8. 20土砂災害の教訓を踏まえ、再び同じ災害を繰り返さないためには、土砂災害に関する防災意識の醸成を図るとともに、災害の記憶を風化させず、被災の事実を後世に伝承していく必要があります。

「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」では、土砂災害への防災意識を県民へ広く啓発することに加え、被災事実を地域に確実に伝承していく取組を積極的に実施することにより、地域防災力の向上を推進していきます。

① 啓発
「啓発」

② 次世代に伝える
「伝承」

③ 記録として
「記録」

「ひろしまの土砂災害を知る・学ぶ・伝える」ポータルサイト

身近な土砂災害を知ろう
「啓発」

- 土砂災害防止月間における集中的な情報発信
- 様々な機会を活用した啓発活動

土砂災害について学び「伝承」

- 学校の防災教育と共同した体験授業の展開 (砂防出前講座)
- 学校安全指導者に対する説明

土砂災害を未来に伝える「記録」

- 地域の「砂防情報アーカイブ」の推進
- 歴史の砂防施設の保存

①土砂災害から身をを守る知識を身につける

「広島県『みんなで防災』県民総ぐるみ運動」の一環として、地帯等が異なる取組や各種イベント等と一時的な連携を行い、県民への防災意識の醸成を図ることを通して、「期間一人一人が土砂災害から身をを守る知識を身につけている状態」の実現を目指します。

②学校が独自に防災教育をできる体制づくり

県教育委員会と密接な連携調整を推進し、「学校安全指導者」への防災意識を高め、各学校が独自に防災授業を実施できる体制づくりに取り組んでいます。

③地域の「語り部」を育成

子供たちが、学校の学習発表会等の機会を通じて、語り部の声に、過去に身近に起きた土砂災害について発想することにより、過去の災害が確実に地域に伝承されていく状態」の実現を目指します。

「地域の砂防情報アーカイブ」 広島県

概要

「地域の砂防情報アーカイブ」では、過去の土砂災害の記録を次世代に語り継ぎ、防災意識の向上に役立てるため、地域の皆様から提供された過去の土砂災害に関する貴重な写真や体験談などの貴重な記録を記録・公開しています。是非、ご覧ください。

また、皆さまからの貴重な情報提供をお待ちしています。

広島県(砂防課)

学校等関係者による情報の提供

市民

市民の皆様から提供された過去の土砂災害に関する貴重な写真や体験談などの貴重な記録を記録・公開しています。

地域の砂防情報アーカイブ

「地域の砂防情報アーカイブ」イメージ

災害情報の記録・公開の一例

平成20年8月20日土砂災害
【広島市安芸南区】

昭和60年校舎崩壊 (徳島神社)
【廿日市市宮島・紅葉谷川】

平成28年6月豪雨 (徳島神社)
【福山市神辺町】

平成11年4月29日豪雨
【福山市神辺町】

災害情報の活用

体験授業

学生にフィールドワーク「語り部育成」
【宮島紅葉谷川「崩落砂防」】

地域主催のイベント
【全国砂防シンポジウム】

地域の方が「語り部」となり伝承

災害伝承の取組事例 (H29年度) 広島市立戸山中学校 広島県

概要

戸山探検 (遠足を活用した防災教育) 過去の被災状況を地域の小学生に伝える
砂防ダム等の現地見学、避難所・雨量観測所の確認

避難所宿泊訓練 (昼休み) 地域の1/2ドマップ作り (家族で確認)

地域の語り部が被災 (秋祭り)

(1) 開催日 平成29年4月27日 戸山探検 (砂防出前講座)

(2) 対象者 広島市立戸山中学校 (中学1年生)

(3) 内容

- ・広島県の過去の土砂災害
- ・平成11年4月29日豪雨 (戸山地区) の被害
- ・地域の方による災害伝承
- ・砂防ダム等の防災施設の見学
- ・避難場所・雨量観測所現地確認

「地域の砂防情報アーカイブ」に登録されている地域の災害記録

【告知する】雨量観測所の役割

【学ぶ】防災保全工の役割

過去の災害を学ぶ「地域の砂防情報アーカイブ」を活用した地域の災害伝承

生徒さんの感想

- ・自分が住んでいる地域で過去にこんな大きな災害があったことを初めて知りました。
- ・砂防ダムの役割を学んで、自分たちが住んでいる地域が守られているんだと実感しました。
- ・雨が降ったら、情報を集めて、いつでも避難出来るよう、日頃の準備が大切だと思います。
- ・広島県が「災害の無いみんなの安全に暮らせる町」になればいいと思いました。

災害の記憶つなぐ人の輪づくり～土砂災害 啓発・伝承支援制度～ 広島県

県民の土砂災害に対する防災意識の醸成を図るとともに、過去の災害の記憶を伝承していくため「啓発」「防災教育」「伝承」の3本の柱とした「土砂災害 啓発・伝承プロジェクト」の取組を進めており、各町や地域の皆様と連携した災害伝承の取組状況を発表し、県民のニーズに応えるため、「災害の記憶つなぐ人の輪づくり」～土砂災害 啓発・伝承支援制度～を新たに創設し、地域の皆様の災害伝承の取組を支援します。

地域の防災に関する啓発活動等に対し、「つなぐキット」(土砂災害防止に関する啓発・伝承パネル及びDVDの貸出、啓発パンフレットの提供)を貸出・提供しますので、是非、ご利用ください。

■支援制度開始日：平成30年2月1日(木) 13時から

■支援内容

- ・土砂災害 啓発・伝承パネル貸出 105枚
- ・土砂災害防止に関するDVDの貸出 3巻
- ・土砂災害防止に関するパンフレット提供

「ひろしまの土砂災害を知る・学ぶ・伝える」ポータルサイトホームページアドレス
<http://www.aao.pref.hiroshima.lg.jp/dansyu/>

貸出する「つなぐキット」(土砂災害 啓発・伝承パネルの一例)

貸出する「つなぐキット」(土砂災害防止に関するDVD)

提供する「つなぐキット」(土砂災害防止啓発パンフレット)

支援制度はこちらから！

広島県からの説明は以上となります。

61

ハザードマップの作成・各戸配布

保存版 呉市土砂災害ハザードマップ
(昭和地区)

土砂災害警戒区域等に指定された場合は、ハザードマップを作成し、自治会を通じて各戸配布を行います。

災害から身を守るために(大雨の場合)

気象庁による気象情報
大雨注意報
大雨警報
大雨特別警報

インターネットでの配信情報

62

(参考) 避難に関する情報の種類と、避難行動について

下の表は、広島市から発信する情報やその伝達手段、住民の行動についてまとめたものです。危険な区域にお住まいの方は、避難に関する情報に基づいて、適切な行動をとりましょう。

情報	注意喚起	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示(緊急)
伝達手段	◆広島市防災ポータル、防災情報メール(事前登録)、防災行政無線(屋外スピーカー・屋内受信機) 広島市ホームページ、SNS(twitter, facebook)			
	テレビ(NHKデータ放送)などを通じて情報を発信		緊急速報メール(エリアメール)、サイレン	
市民の行動	<ul style="list-style-type: none"> 雨の降り方や周囲の状況に注意する。 危険を感じた場合は自主的に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> いつでも避難できるように準備する。 高齢者など、避難に時間がかかる人は避難行動を開始する。また、避難を支援する人についても支援行動を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに立ち退き避難する。 ※指定緊急避難場所への立ち退き避難が危険と判断した場合は、近隣のより安全な建物へ移動する。 ※屋内からの立ち退き避難が危険と判断した場合は、より安全な場所(上階)に移動するなど、命を守る行動を取る。 	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに立ち退き避難する。
避難先確認	あらかじめ決めておいた知人宅や、自主防災会の判断で自主的に開設した避難場所			
	市が開設した避難場所(該当する小学校区で原則1箇所)の指定緊急避難場所を開設する。		市が必要に応じて指定緊急避難場所を順次開設する。	

63